

水道料金及び加入金の改定について

I 水道料金 ～ つくば市上水道ご使用の皆様へ ～

1 水道料金の改定について

(1) 水道料金の改定内容

水道事業の経営健全化を図るため、昭和 58 年4月に料金を改定して以来、これまで据え置いてきた水道料金を改定(引上げ)します。

これにより、上水道未整備地域の新規整備を加速させるとともに、市北部地域の低水圧対策や老朽化施設の更新などを計画的に実施していくことで、将来にわたり安全で安心な水を供給していきます。

皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

平均改定率:21%

標準世帯の改定率:16%

(標準世帯:メーターの口径が 20mmで 1 か月 20 m³使用の場合)



葛城配水場



南部配水場配水池

現行・改定後料金表

現行の水道料金表【1か月】 (消費税8%含む)

区分	種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金(使用水量1m ³ につき)					
			金額(円)	基本水量	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
標準料金	水道料金	13	1,188	10m ³ まで	11m ³ ~20m ³ 118.80円	21m ³ ~40m ³ 140.40円	41m ³ ~100m ³ 162円	101m ³ ~500m ³ 183.60円	501m ³ ~ 216円	
		20	1,512							
		25	2,484							
		30	3,240		1m ³ ~20m ³ 118.80円					
		40	7,020							
		50	15,120							
		75	38,880							
		100	86,400							
		150	216,000							
200	410,400									
特殊料金	臨時用		なし		使用水量1m ³ につき 486円					
	生活専用集合住宅	13	1,188	10m ³ まで	11m ³ ~20m ³ 118.80円	21m ³ ~40m ³ 140.40円	41m ³ ~100m ³ 162円	101m ³ ~500m ³ 183.60円	501m ³ ~ 216円	
		20	1,512							
		25	2,484							
		30	3,240							
		40	7,020							
		50	15,120							
	75	38,880								
	共同住宅の共用栓	13	648			使用水量1m ³ につき 54円				
		20	972							
		25	1,944							



改定後の水道料金表【1か月】 (消費税8%含む)

平成30年4月から適用

区分	種別	口径 (mm)	基本料金		従量料金(使用水量1m ³ につき)					
			金額(円)	基本水量	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
標準料金	水道料金	13	1,296	10m ³ まで	11m ³ ~20m ³ 151.20円	21m ³ ~40m ³ 194.40円	41m ³ ~100m ³ 237.60円	101m ³ ~500m ³ 280.80円	501m ³ ~ 324円	
		20	1,620							
		25	2,700							
		30	3,510		1m ³ ~20m ³ 151.20円					
		40	7,560							
		50	16,200							
		75	42,120							
		100	93,960							
		150	234,900							
200	446,040									
特殊料金	臨時用		なし		使用水量1m ³ につき 540円					
	生活専用集合住宅	13	1,296	10m ³ まで	11m ³ ~20m ³ 151.20円	21m ³ ~40m ³ 194.40円	41m ³ ~100m ³ 237.60円	101m ³ ~500m ³ 280.80円	501m ³ ~ 324円	
		20	1,620							
		25	2,700							
		30	3,510							
		40	7,560							
		50	16,200							
	75	42,120								
	共同住宅の共用栓	13	702			使用水量1m ³ につき 59.40円				
		20	1,026							
		25	2,106							

- * 検針は、これまでどおり2か月ごとですので、請求額は2か月分になります。
- * 下水道使用料に変更はありません。



標準世帯の料金比較(消費税8%含む)

メーター口径	現行の料金	改定後の料金	差	(単位:円)
				改定率
20mm	2,700	3,132	432	16%

(2) 改定後の料金の適用時期

改定後の料金は、平成30年4月から適用されますが、平成30年4月1日前から継続して水道を使用する場合は、以下の経過措置があります。

○奇数月検針

4-5月分は、使用量の半分が現行の料金、残りの半分が改定後の料金

6-7月分から改定後の料金

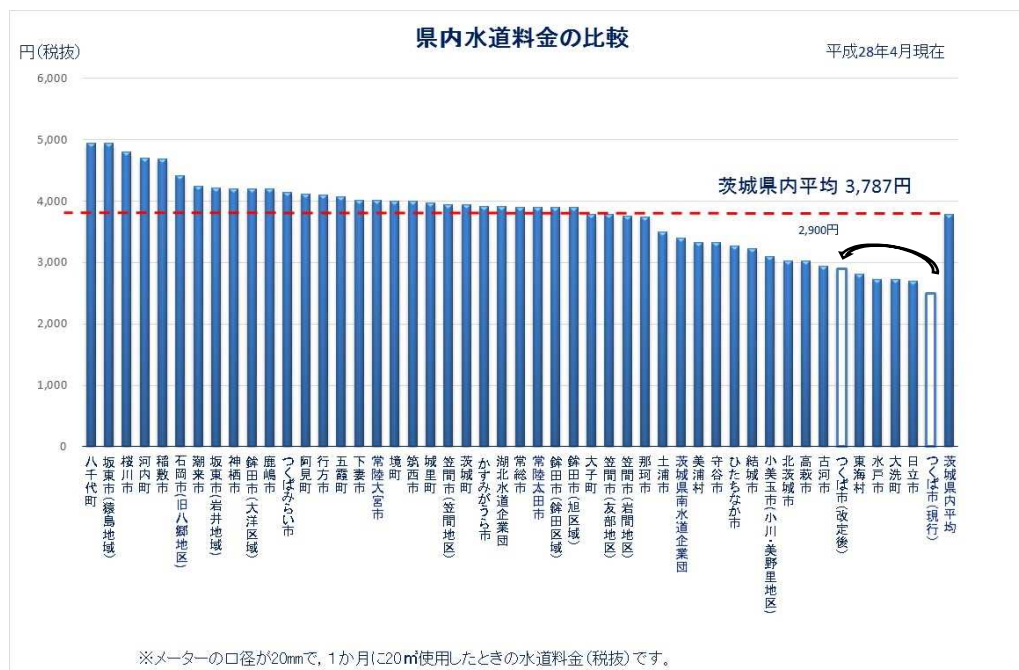
○偶数月検針

5-6月分から改定後の料金

		4月1日基準日							
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
奇数月検針	2-3月分	現行の料金		現行の料金		改定後の料金		改定後の料金	
	4-5月分	現行の料金		改定後の料金		改定後の料金			
偶数月検針	3-4月分	現行の料金		改定後の料金		改定後の料金		改定後の料金	
	5-6月分	改定後の料金		改定後の料金		改定後の料金			

(3) 他自治体との水道料金水準の比較

改定後の料金は、県内で5番目に安い水準となります。



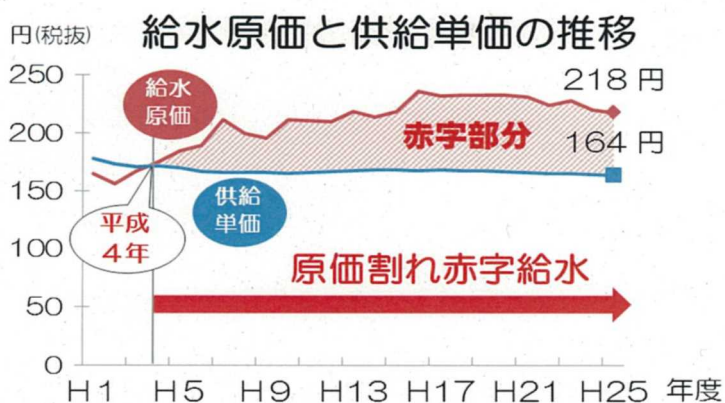
2 水道料金改定までの経緯

(1) 水道事業の現状

つくば市水道事業は、昭和 58 年4月に料金を改定して以来、これまで 30 年以上も料金を改定せずに水道事業を維持してきた結果、現在、県内で最低の料金水準となっています。

しかし、給水原価に対して供給単価を比較すると、平成4年度から給水原価の方が高い「原価割れ」の状況であり、必要経費を料金収入で賄うことができない厳しい経営状況となっています。

また、上水道未整備地域からの整備要望に応えるため、新規整備を行うとともに、北部地区の低水圧対策事業や研究学園地区などの老朽化した施設の更新が必要となっています。



注 1.給水原価：1㎡当たりの水道水を供給するために必要な費用

注 2.供給単価：1㎡当たりの料金収入

(2) 上下水道審議会からの答申内容

このような厳しい経営状況を鑑み、有識者や官民機関の方から組織される上下水道審議会において「経営健全化に関すること」「水道料金に関すること」「水道加入金に関すること」について市長より諮問し、審議を行っていただきました。その結果、平成 27 年 11 月6日に答申書が提出されました。

- 審議会開催期間:平成 25 年 11 月から平成 27 年 11 月(2年間 計9回)
- 審議会委員:15 名

○答申の主な内容

①「経営健全化に関すること」

・経費節減に努めているが、近年の節水傾向や大口需要者の水需要減少により、厳しい経営状況である。

・水道事業は生活必需の基準であること，諸産業の基盤であることを重視し，経営健全化を図ること。

[つくば市の経営健全化に向けた取組]

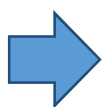
- 経費節減推進（職員数の削減・外部委託の導入など）
- 資産の有効活用
- 茨城県企業局への受水費値下げの要望
- 効率的な整備

②「水道料金に関すること」

- ・独立採算制によって経営すべきであるため，適正な水道料金を確保すること。
- ・現在の水道料金により，水道事業経営を継続することは困難であるため，水道料金体系の見直し・料金の適正化を図ること。

[健全化を図るための項目]

- 事業収支において欠損金（赤字）を出さないこと
- 事業運営の資金として内部留保資金を最低 10 億円確保すること
- 上水道未整備地域の幹線管路を 10 年間で整備すること
- 収益的収支予算の財源として一般会計からの補助金を縮減すること
- 資本的収支予算の財源として一般会計から出資金を繰り入れること



料金の平均改定率：約 38%（全体）が必要
(標準世帯の場合は約 32%の値上げ)

[留意事項]

- 増税等を控える中，社会状況を踏まえて適正な時期に行うこと
- 福祉減免制度は，（受益者負担の公平性を欠くことから）廃止を含めて検討すること
- 改定の周知のため，積極的な広報活動を行うこと
- 水道料金体系は定期的に調査・研究を行うこと等

(3) 住民説明会の開催

平成 28 年9月から 10 月にかけて市内7箇所において、水道事業の経営状況及び答申内容について住民説明会を開催しました。

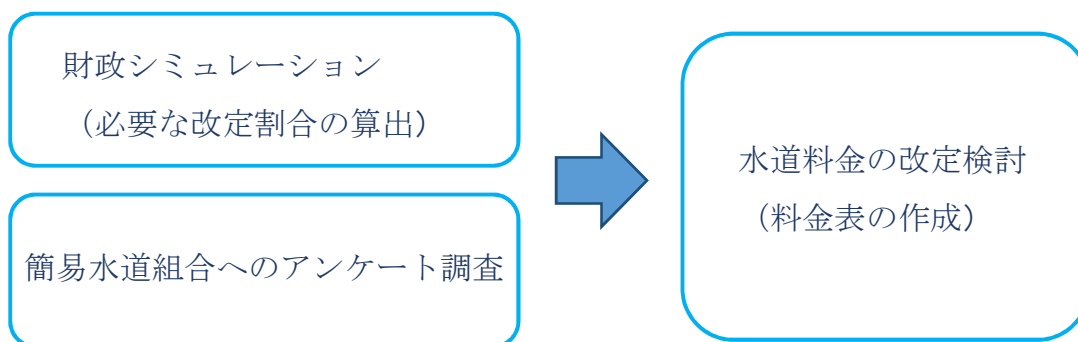
【説明会での主な意見】

- ・どうして今まで料金の値上げをしてくれなかったのか。
- ・料金改定率を低く抑える方法はないのか。
- ・上水道未整備地域の早期整備を要望する。

(4) 答申内容の精査

答申書で示された平均改定率 38%（標準世帯では 32%）は、市民の皆様の急激な負担増となることから、答申内容の精査を行いました。

精査に当たっては、市議会議員との勉強会を開催し、低金利となった企業債の活用を前提に、直近の財政状況等を反映させた財政シミュレーションを行うとともに、上水道未整備地域内の簡易水道組合へのアンケートを実施しました。



○市議会議員との勉強会を実施

市議会議員との勉強会(5回)を開催し、上水道事業の課題を共有するとともに、幅広く意見をお聴きしました。

・第1回勉強会(平成 29 年5月 1 日)

上下水道審議会の概要, 答申内容説明, 住民説明会の実施状況について

・第2回勉強会(平成 29 年5月 11 日)

事業の実施方針, 料金算定要領について

・第3回勉強会(平成 29 年5月 18 日)

料金体系等の検討課題について

・第4回勉強会(平成 29 年6月 1 日)

料金改定の検討課題について

・第5回勉強会(平成 29 年6月 8日)

執行部(案)説明

○財政シミュレーション

[主な反映内容]

➤ 直近(平成 28 年度)の財政状況等実績データの反映

※答申は平成 24 年度データ

➤ 企業債金利の低下等による財政状況の反映

・金利

審議会資料作成時:1.7~2.5% ⇒ 平成 28 年度:0.6~0.8%

・低金利となった企業債の活用

・企業債活用による受益者の世代間負担の平準化

対象期間を平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とし、答申書に示された施設整備年次計画の3案(未整備地域の幹線管路を 10 年で整備する案, 20 年で整備する案, 新規事業なしの案)に、必要な財源として事業費に対する企業債発行割合を4案(0%, 33%, 66%, 90%)設定し、計 12 通りのシミュレーションを実施しました。

また、シミュレーションに際し、以下の前提条件を加え、適正な料金改定率を算出することとしました。

- ① 収益的収支で欠損金(赤字)が生じないこと。
- ② 事業運営のために必要な金額として内部留保資金は、年々増加させ、料金改定から5年後の平成 34 年度以降 10 億円を確保すること。(答申では料金改定年度から 10 億円を確保することとしていました。)
- ③ 平成 30 年度に料金改定を行うこと。
- ④ 一般会計からの財政支援として、収益的収支予算に毎年計上されている約4億円の補助金については、独立採算制の経営原則に基づき水道料金を改定し経営健全化を図

るため、順次、一般会計からの出資金(工事負担金等)として、資本的収支予算における施設整備費の財源へ切り替えること。

これにより、財政収支について将来を見通し、財政的な健全性を確保できるかを検討するとともに、結果として必要となる料金収入(料金改定率)を算定しました。

財政シミュレーション結果

整備案	番号	事業内容	企業債割合	料金改定率	
A	①	幹線管路を10年で整備 面整備は約3億円/年で整備 (10年間の事業費:約190億円)	0%	48%	
	②		33%	38%	← 答申案
	③		66%	28%	
	④		90%	21%	← 採用案
B	①	幹線管路を20年で整備 面整備は約2.5億円/年で整備 (10年間の事業費:約150億円)	0%	45%	
	②		33%	36%	
	③		66%	27%	
	④		90%	20%	
C	①	新規事業なし (改良工事及びTX沿線関連工事は含む)	0%	40%	
	②		33%	33%	
	③		66%	25%	
	④		90%	20%	

- * 年数は計画した整備内容を完了する年数
- * 上記以外に最低限必要な事業は計上
- * 企業債発行割合は最大 90%
- * 面整備（地域内の管路整備）は上水道未整備地域全体の 40%を実施

財政シミュレーションの結果から、事業の有無、企業債発行割合にかかわらず、20%以上の料金改定が必要であることが分かりました。

○簡易水道組合へのアンケート

市内水道未整備地域の 95 箇所の簡易水道組合に対してアンケートを実施し、上水道への切替え等に関する意向調査を行いました。

その結果、約 4 割の組合が 10 年以内に上水道への切替えを希望していることが分かりました。

また、水道未整備地域のほぼ全域に上水道への切替えを希望する組合が点在していることが分かりました。

* 簡易水道組合へのアンケート結果については、別添資料1を参照

～検討結果～

財政シミュレーションと簡易水道組合へのアンケート結果から、上水道未整備地域の幹線管路を10年で整備し、市民の皆様の負担を最小限に抑えるため、答申では33%であった企業債の発行割合を90%とし、**料金改定率を21%**とする案(A-④案)を採用することとしました。

* 財政シミュレーションに合わせて行った企業債の元利償還についてのシミュレーションでは、今後、既に借り入れている企業債の残額が減少していることから、企業債発行割合を当面90%としても、企業債元利償還額は、現在の額を超えない結果となっています。

* 企業債元利償還シミュレーション結果については、別添資料2を参照

(5) 水道料金の改定検討

<改定方針>

答申書の考え方①～⑤を踏襲して行うこととしました。

① 標準料金を対象として改定案を提示

特殊料金（臨時用・共同住宅料金）は標準料金の改定案を踏まえて設定

② 現行の料金体系

現行の料金体系に一律の改定率を乗じて設定

③ 基本水量制

現行の1か月当たり10m³を採用

④ 逡増度

現行の1.8から2.1に増加

⑤ 基本料金と従量料金の割合

必要となる料金収入のうち、40%を基本料金で、60%を従量料金で回収

* 逡増度

つくば市の水道料金は、使用量の増加に伴い従量料金の単価が高額となる逡増型料金体系を採用しています。この従量料金の最高単価と最低単価の割合を逡増度といます。

$$\text{逡増度} = \text{従量料金の最高単価} \div \text{従量料金の最低単価}$$

○標準料金

<前提条件>

次の①，②を前提条件としました。

①21%の料金改定を実施する案（A-④案）を基本

⇒平成30年度から平成39年度までの10年間で425億円の収入を得る体系への改定

②将来の使用水量別給水戸数を推計した結果を踏まえて上記の料金を回収できるように料金体系を改定

<検討過程-①>

・基本料金については現行料金の9%増，従量料金については現行料金の29%増とする改定

基本料金×1.09(9%増)

基本料金(円/1か月)		従量料金(円/㎡)			税抜き(円)	
口径	金額(円)	区分	13~25mm	30~200mm	口径	金額(円)
13mm	1,100	1㎡~10㎡まで	0.0	110.0	13mm	1,199
20mm	1,400	11㎡~20㎡まで	110.0	110.0	20mm	1,526
25mm	2,300	21㎡~40㎡まで	130.0	130.0	25mm	2,507
30mm	3,000	41㎡~100㎡まで	150.0	150.0	30mm	3,270
40mm	6,500	101㎡~500㎡まで	170.0	170.0	40mm	7,085
50mm	14,000	501㎡~	200.0	200.0	50mm	15,260
75mm	36,000				75mm	39,240
100mm	80,000				100mm	87,200
150mm	200,000				150mm	218,000
200mm	380,000				200mm	414,200

従量料金×1.29(29%増)

<検討過程-②> 端数整理

基本料金

基本料金(円/1か月)		従量料金(円/㎡)			税抜き(円)	
口径	金額(円)	区分	13~25mm	30~200mm	口径	金額(円)
13mm	1,199	1㎡~10㎡まで	0.0	141.9	13mm	1,200
20mm	1,526	11㎡~20㎡まで	141.9	141.9	20mm	1,500
25mm	2,507	21㎡~40㎡まで	167.7	167.7	25mm	2,500
30mm	3,270	41㎡~100㎡まで	193.5	193.5	30mm	3,250
40mm	7,085	101㎡~500㎡まで	219.3	219.3	40mm	7,000
50mm	15,260	501㎡~	258.0	258.0	50mm	15,000
75mm	39,240				75mm	39,000
100mm	87,200				100mm	87,000
150mm	218,000				150mm	217,500
200mm	414,200				200mm	413,000

従量料金

○特殊料金

特殊料金のうち、臨時用及び生活専用集合住宅の料金については、標準料金を踏まえて設定しました。

また、共同住宅の共用水栓の料金については、これまでどおり、1か月 10m³ 使用した場合の使用料金（基本料金と従量料金の合計額）が1か月分の標準料金の基本料金の額になるよう設定しました。

- * 臨時用とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいいます。
- * 生活専用集合住宅とは、共同住宅において1個のメーターを2戸以上で家事用にのみ水道を使用する場合をいいます。

(6) 条例改正

平均改定率を 21%（標準世帯では 16%）とする料金改定を盛り込んだ「つくば市水道給水条例の一部を改正する条例」(案)を**平成 29 年 9 月 つくば市議会定例会**に上程し、審議をいただいた結果、**全会一致で可決**されました。

（議案可決日：平成 29 年 9 月 15 日）

3 今後の取組

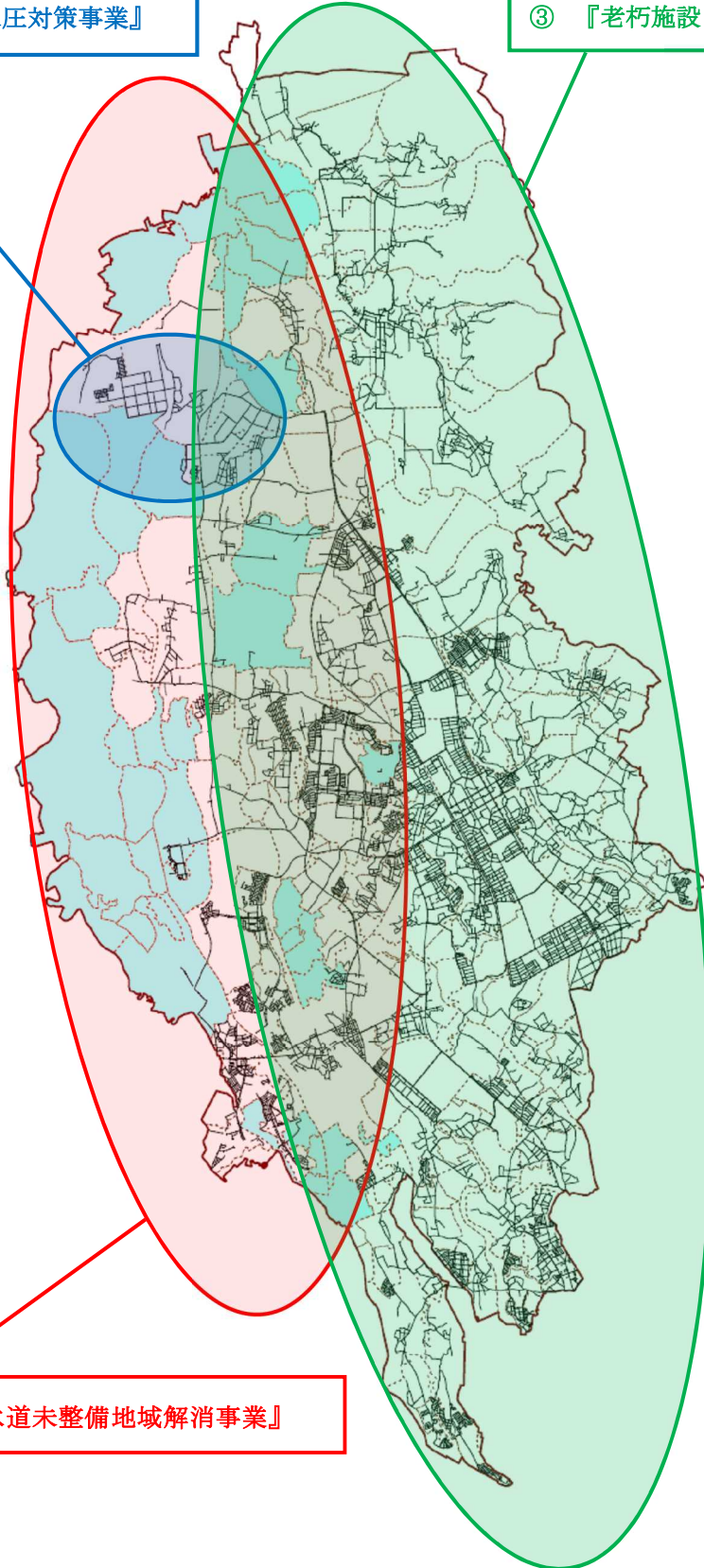
(1) 今後 10 年間で実施する事業

- ① 『上水道未整備地域解消事業』（事業費：約 100 億円）
市内の上水道未整備地域への幹線管路と地域内の管路整備を加速します。
- ② 『市北部地域の低水圧対策事業』（事業費：約 10 億円）
低水圧地域解消のために北部地域への配水管の整備を実施します。
- ③ 『老朽施設・管路等の更新事業』（事業費：約 80 億円）
 - ・ 主要施設のうち、耐震性が低いと考えられる施設を対象に、耐震診断を実施するとともに、耐震診断に基づいて必要な改良補強工事を計画的に実施します。
 - ・ 整備後に年月が経過し、老朽化した管路の更新工事を計画的に実施します。
特に、研究学園地区内の大口径管などの法定耐用年数を経過した配水管と漏水頻度が高い配水管の更新事業を実施します。

【今後の建設改良事業図】

② 『市北部地域の低水圧対策事業』

③ 『老朽施設・管路等の更新事業』



老朽施設更新



老朽管路更新

① 『上水道未整備地域解消事業』

(2) 今後の検討課題

健全経営を継続するために、少なくとも5年ごとに水道料金について検討を加え、結果に基づいて必要な措置を講じることとしました。

【検討課題】

- ① 水道加入金の額の見直し
- ② 基本水量、基本料金の見直し
- ③ 地下水採取の対策
- ④ 料金徴収頻度の見直し（2か月ごと→1か月ごと）

(3) その他

- ・ 福祉減免制度は継続します。
- ・ 茨城県企業局への受水費値下げの要望も継続して実施します。

Ⅱ 加入金

～ マンション等の建築を計画されている皆様へ ～

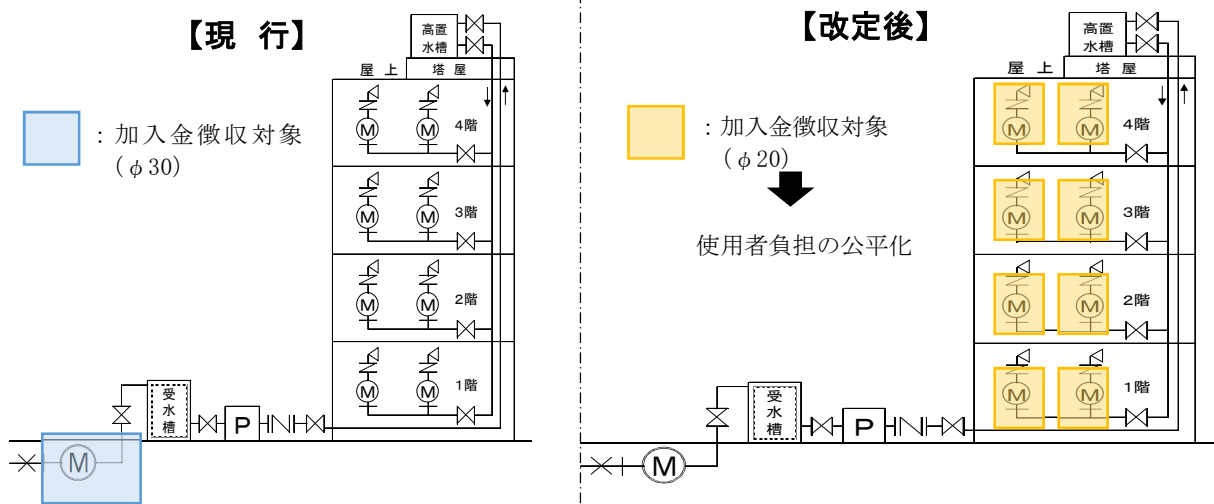
水道加入金の改定について

～ 上下水道審議会からの答申内容 ～

新規需要者の水道加入時に徴収している加入金は給水の形態によって徴収に差が生じているため、使用者負担の観点からも改善を図ること。⇒使用者負担の公平性を反映した改定とする。

これまで、テナントビルやマンション等の集合住宅で受水槽式により給水を受ける場合は、受水槽手前の親メーターの口径を基準として、加入金を徴収していました。

水道使用者の負担均衡を図るため、平成30年4月1日以降に給水装置工事設計審査を受付するものについては、受水槽以下の各メーターの口径及び個数に応じた加入金を徴収する方式に変更します。



改定後加入金納入額比較(例)

	メーター口径	設置数	加入金	納入額
現行	φ30	1個	318,600円	318,600円
改定後	φ20	8個	86,400円	691,200円
			差額	372,600円



”皆様には、ご負担をおかけしますが、
ご理解くださいますようお願いいたし
ます。”



お問い合わせ

つくば市生活環境部

水道業務課：水道料金に関する事、加入金に関する事

水道総務課：料金改定に関する事

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

電話 029-883-1111（代表）